

経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の特典付与に関する規約

「経済産業省「電気利用効率化促進対策事業」の特典付与に関する規約」（以下「本規約」といいます。）は、経済産業省の「電気利用効率化促進対策事業」（以下「国の節電促進事業」といいます。）にもとづき、東北電力フロンティア株式会社（以下「当社」といいます。）が行う特典付与に関する取扱いを定めたものです。

1. 国の節電促進事業の内容

本規約「3. 適用条件等」を満たし、省エネへの取り組みに参加いただけるお客さまは、当社から「令和4年度電気利用効率化促進対策事業 公募要領」にもとづくポイント（以下「国のポイント」といいます。）の付与を受けることができます。

2. 特典付与対象期間

【参加特典】

参加特典の特典付与の対象となる期間は、2022年8月10日から2023年1月31日までといたします。

【節電達成特典】

節電達成特典の特典付与の対象となる期間は、2023年1月分から2023年3月分（2022年12月の検針日から2023年3月の検針日の前日まで）※といたします。

ただし、節電達成特典の特典付与対象期間中に、「スマート省エネでんき」の需給契約の開始または廃止もしくは解約によって、料金の算定期間が1月に満たない場合、その月に限り節電達成特典の特典付与対象期間外といたします。

※

- ・2023年1月分：2022年12月検針日から2023年1月検針日の前日まで
- ・2023年2月分：2023年1月検針日から2023年2月検針日の前日まで
- ・2023年3月分：2023年2月検針日から2023年3月検針日の前日まで

3. 適用条件等

当社は、「スマート省エネでんき」に申込みされたお客さまが、次の（1）、（2）および（3）に同意され、（4）に該当し、かつ、（5）および（6）または（6）に該当する場合に、国の節電促進事業に参加いただくものとし、本規約を適用いたします。

なお、当社会員Webサイト「my フロンティア」（以下「my フロンティア」といいます。）から申込みされた場合は、「スマート省エネでんき」への申込みにより、国の節電促進事業の内容について同意し、参加いただいたものといたします。

ただし、my フロンティア以外から申込みされた場合、国の節電促進事業への参加については、本規約「2. 特典付与対象期間」に定める対象期間内に、次の（1）、（2）および（3）について、

お客さまが個別に同意した上で参加していただきます。

- (1) お客さまの需給契約に係る個人情報（需給契約名義、住所、電話番号、契約番号、供給地点特定番号、その他国の節電促進事業に必要と認められるもの）を国の節電促進事業の事務業務に必要な範囲で国の節電促進事業の事務局へ提供すること。
- (2) 要件を満たさない特典取得や参加特典の複数回の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。
また、不正に特典を取得した可能性があるとして国の節電促進事業の事務局が判断した場合に、当社を通じて参加状況等の確認依頼に速やかに応じること。
- (3) 不正に特典を取得したことが発覚した場合、当社を通じて特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じること。
- (4) 「スマート省エネでんき」申込み時点から特典付与までの間、継続して「スマート省エネでんき」が適用されていること。

【参加特典】

- (5) 本規約「2. 特典付与対象期間【参加特典】」に定める対象期間内に「スマート省エネでんき」を申込みいただき、かつ、当社からの電気の供給が開始されていること。

【節電達成特典】

- (6) 本規約「2. 特典付与対象期間【節電達成特典】」に定める対象期間において、「スマート省エネでんき」により電気を使用され、かつ、前年同月等と比較した対象月分の1日あたりの使用電力量の削減率（以下「省エネ達成率」といいます。）が3%以上であること。

（省エネ達成率）

- ・省エネ達成率は、次のとおり算定いたします。

$$\text{省エネ達成率} = \left(1 - \frac{\text{当月分の1日あたりの使用電力量}}{\text{当月の前年同月分の1日あたりの使用電力量}} \right) \times 100$$

- ・省エネ達成率の単位は、1%とし、その端数は、切り捨てます。
- ・当月分の1日あたりの使用電力量および当月の前年同月分の1日あたりの使用電力量は、当月分の使用電力量および当月の前年同月分の使用電力量をその1月の料金算定期間の日数で除してえた値といたします。

なお、当月分の1日あたりの使用電力量および当月の前年同月分の1日あたりの使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

- ・省エネ達成率の算定にあたり、当社が、お客さまの当月の前年同月分の1日あたりの使用電力量を確認できない場合は、原則として需給開始時点に適用されるスマートでんきの契約電流に応じて、「省エネオプション（個別約款）」の別表（モデル使用電力量）に定める使用電力量を当月の前年同月分の1日あたりの使用電力量とみなします。

4. 特典付与の対象

当社は、対象の需給契約が登録されている my フロンティア会員 ID に対し、本規約「5. 特典内容」で定める特典を付与いたします。

5. 特典内容

【参加特典】

当社から、国のポイントとしてフロンティア e ポイント 2,000 ポイントを 1 需要場所に対し、1 回のみ付与いたします。

【節電達成特典】

当社から、国のポイントとしてフロンティア e ポイント 1,000 ポイントを毎月ごとに付与いたします。

6. 特典付与時期

特典付与時期は、原則として、次のとおりといたします。

なお、特典付与のお知らせは、特典の付与をもってかえさせていただきます。

【参加特典】

「スマート省エネでんき」にご加入いただき、本規約「3. 適用条件等」を満たした日の翌月に付与いたします。

【節電達成特典】

省エネ達成率が 3%以上となった月の翌月に付与いたします。

また、次の場合には、特典付与の対象外といたします。

- (1) 当社が特典を付与する時点で、my フロンティアを退会または未登録の場合
- (2) 「スマート省エネでんき」の需給契約を廃止または解約している場合
- (3) その他国の節電促進事業の交付対象外と判断された場合

7. 注意事項

- (1) 他社からすでに国の節電促進事業の参加特典を付与されている場合は、フロンティア e ポイント 2,000 ポイントの付与対象外となりますので、その旨を当社カスタマーセンターに申し出てください。

なお、申し出がなく、参加特典のフロンティア e ポイント 2,000 ポイントが付与された場合、本規約「3. 適用条件等」(2) および (3) にもとづき複数回の特典取得と判断し、参加特典のフロンティア e ポイント 2,000 ポイントを返還していただきます。

《東北電力フロンティア株式会社 カスタマーセンター》

【電話】 050-3189-4031

※ 受付時間：月～金（土日祝日を除く。） 9：00～17：00

【Web】お問い合わせフォーム：<https://support.tohoku-frontier.co.jp/hc/ja/requests/new>

※ 営業時間外および土日祝日のお問い合わせについては、翌営業日以降にご連絡させていただきます。

(2) 当社は、国の節電促進事業の内容の変更等により、必要に応じて本規約を変更する場合があります。

この場合、当社は、当社のウェブサイトにて本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期をお知らせいたします。変更の効力発生時期以降の国の節電促進事業にもとづく取扱いについては、変更後の本規約によります。

(3) ご家庭で無理のない範囲で省エネに取り組んでいただくようお願いいたします。

以上

2022年9月12日 制定

2022年11月9日 改定

2022年12月23日 改定